

団体疾病・傷害保険 パンフレット別冊

(保険期間:2027年1月1日午後4時から2028年1月1日午後4時までの1年間)

■ご加入いただく保険の内容

(保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合) …… 別冊 P1

■保険金をお支払いする場合に該当したとき…………… 別冊 P19

■重要事項のご説明…………… 別冊 P20



団体総合生活補償保険(MS&AD型)

補償内容(保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合)

※印を付した用語については、別冊P15～別冊P18の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS&AD型) 特約	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(1A、1B、1D、3Aセットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 <交通傷害保障コースの場合>
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型) 特約	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償(MS&AD型) 特約	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金 ★傷害補償(MS&AD型) 特約 ☆傷害手術保険金支払倍率変更特約セット	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ①入院※中に受けた手術の場合 [傷害入院保険金日額] × [20] ②①以外の手術の場合 [傷害入院保険金日額] × [10] (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	上記に追加される事由 ●交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など 上記から除外される事由 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS & AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注1) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギブス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定（*）であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギブス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りします。 (*) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りします。 (注2) 1 Eセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	[<u>傷害通院保険金日額</u>] × [<u>傷害通院の日数</u>] (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*（1,095日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(別冊P1の傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。)
	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セト 別冊P10(☆)参照	保険期間の開始後（*）に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） (*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	[<u>疾病入院保険金日額</u>] × [<u>疾病入院の日数</u>] (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*（1,095日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（180日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害（*1）およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）（*2） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気（*2） ●麻薬等の使用による病気（ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●妊娠または出産（異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常（*3）の場合は、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなくても、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（*4） など
	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セト ☆特定精神障害補償特約セト 別冊P10(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*（1,095日）中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後（*）に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院*中に受けた手術の場合 [<u>疾病入院保険金日額</u>] × [<u>20</u>] ②①以外の手術の場合 [<u>疾病入院保険金日額</u>] × [<u>10</u>] (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(注) 保険期間の開始時（*5）より前に発病*した病気（*4）については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日（*6）からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3) 「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
疾病保険金	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セト 別冊P10(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*（1,095日）中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後（*）に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院*中に受けた手術の場合 [<u>疾病入院保険金日額</u>] × [<u>20</u>] ②①以外の手術の場合 [<u>疾病入院保険金日額</u>] × [<u>10</u>] (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(注) 保険期間の開始時（*5）より前に発病*した病気（*4）については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日（*6）からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3) 「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
	疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セト ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セト 別冊P10(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*（1,095日）中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後（*）に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 [<u>疾病入院保険金日額</u>] × [<u>20</u>] (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。	(注) 保険期間の開始時（*5）より前に発病*した病気（*4）については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日（*6）からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3) 「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病保険金	疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セツト 別冊P10(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	$\boxed{\text{疾病通院保険金日額}} \times \boxed{\text{疾病通院の日数}}$ (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含まません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間* (180日) が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数* (90日) に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日まで、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	(別冊P2の疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セオ	ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療※を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (※)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア 先進医療に要する費用※(※1) イ 先進医療を受けるための病院等との間の交通費（転院、退院のための交通費を含みます。） ウ 先進医療を受けるための宿泊費（1泊につき1万円限度） (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きします。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事故発生の時または病気※(※2)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気※を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気※(※2)を発病した時が、そのケガまたは病気※によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※1) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (※2) 先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●精神障害※(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(※2) ●麻薬等の使用による病気（ただし、治療を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●妊娠または出産（異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常※(※3)の場合は、保険金をお支払いします。） ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(※4) など (注) 保険期間の開始時(※5)より前に被ったケガまたは発病※した病気(※4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気※を発病した時が、そのケガまたは病気※による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5) 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約		①保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等（※1）を運行不能（※2）にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア 本人の居住の用に供される住宅（※3）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とし、「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 （※1）電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 （※2）正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 （※3）敷地内の動産および不動産を含みます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 － 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 － 免責金額※（0円） （注1）1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 （注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注3）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 （注4）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 （注5）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任（ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。） ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任（ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
	オプション	①日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害（※1）を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合 ②日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害（※1）を被った被保険者が、法律相談※を行った場合（※2） （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 （※1）「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用動産の損壊（※3）または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。 （※2）被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 （※3）「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。	【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等※の額（※1） 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した法律相談費用※の額（※2） （注1）保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者※から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額」と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 （注2）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 （※1）1事故（※3）につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。 （※2）1事故（※3）につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 （※3）1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した被害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害 ●被保険者相互間の事故によって発生した被害 ●自動車等※の無資格運転または飲酒運転※中の事故によって発生した被害 ●被保険者が麻薬等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ●住宅または日常生活用動産の詐取または紛失によって発生した被害 ●専ら被保険者の業務の用に供される動産の損壊または盗取によって発生した被害 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。（環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、保険金の支払対象となります。） ●住宅または日常生活用動産自体の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はかれ・発酵・自然発熱、欠陥等による被害 ●被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●診療、投薬、身体の整形、マッサージ等を受けたことによって発生した被害 ●妊娠、出産、早産または流産によって発生した被害 ●石綿等有する発がん性等有毒な特性に起因する被害事故 ●外因性内分泌かく乱化学物質（医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど）の有害な特性によって発生した被害 ●電磁波障害による事故 ●日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談※を行うことによる損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動によって発生した被害（テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって発生した被害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によって発生した被害 ●公権力の行使（住宅または日常生活用動産の差押え・没収・破壊等）によって発生した被害 ●被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害 など

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
オプション	携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット ☆携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約セット	保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品 ^{（※1）} に損害が発生した場合 （※1）「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品 ^{（※2）} をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 （※2）「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。	$\text{損害の額} - \text{免責金額} \text{（1回の事故につき3,000円）}$ （注1）損害の額は、再調達価額※によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額※によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 （注2）損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 （注3）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族※の故意による損害 ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差押え・没収・破壊等）による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故（故障等）による損害（ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●携行品である液体の流出による損害（ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の法定代理人を含みます。）の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為（ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ★所得補償（MS & AD型）特約 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）セット ☆天災危険補償特約（所得補償特約用）セット ☆精神障害補償特約（所得補償特約用）セット	保険期間中に、ケガ※、病気※または骨髄採取手術※により就業不能※となり、その状態が所得補償保険金の免責期間※（180日）を超えて継続した場合 （注）【再度就業不能となった場合の取扱い】 所得補償保険金の免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガまたは病気によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。	$\left[\frac{\text{所得補償保険金額}}{\text{就業不能期間※の月数}} \right] \times \left[\frac{\text{所得補償保険金額}}{\text{就業不能期間のうちの1か月に満たない期間の日数} \div 30} \right]$ （注1）所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額※を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 （注2）原因または時を異にして発生したケガ※、病気※または骨髄採取手術※により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 （注3）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業不能を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気※を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能とされた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 （※）就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●麻薬等の使用によるケガや病気（ただし、治療※を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※中または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガや病気（テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（※1） などによる就業不能※ ●精神障害（※2）を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術※による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 （注）ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時（※3）より前に発病した病気（※1）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。 ただし、就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 （※1）その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 （※2）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。ただし、精神障害補償特約（所得補償特約用）がセットされているため、分類コードF04からF09、F20からF51、F53からF54、F59からF63、F68からF69およびF99に規定されたものはお支払い対象となります。 ＜支払対象外となる精神障害の例＞ 認知症、アルコール依存、薬物依存、知的障害 など （※3）就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
オプション	介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット	保険期間中に、被保険者（*）が要介護状態（要介護2以上の状態）*となり、180日を超えて継続した場合（*）この特約の被保険者として記載された方をいいます。	介護一時金額の全額 （注1）介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 （注2）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態*となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*中または麻薬等を使用している運転中の事故による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態（ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかんときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。）による要介護状態 など （注）保険期間の開始時（*1）より前に要介護状態の原因となった事由（*2）が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由（*2）が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時保険金をお支払いします。 （*1）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （*2）公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。
	がん診断保険金 ★がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	次のいずれかのがん*と診断確定*された場合（保険期間中にがんと診断確定された場合に限りま） ①保険期間の開始時（*1）以降に初めて罹患したがん ②再発したがん（*2） ③転移したがん（*3） ④既がん（*4）とは全く別のがん （注）がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、前回の保険金支払事由該当日（*5）から、その日を含めて1年以内に再び上記①から④までのいずれかのがんと診断確定されたときは、保険金を支払いません。 （*1）がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。 （*2）「再発したがん」とは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいいます。 （*3）「転移したがん」とは、他の部位・臓器（*6）に転移したと診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。 （*4）「既がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始した以降にがんと診断確定され、既に保険金を支払ったがんをいいます。 （*5）継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがんと診断確定された日のうち、この保険契約の始期日に最も近い日をいいます。 （*6）同一の種類の部位・臓器が複数ある場合、それらは同じ部位・臓器とみなします。	がん診断保険金額の全額 （注1）保険期間中1回に限りま。 （注2）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん*を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がんを発病した時が、がんと診断確定*された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 （注3）被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は別冊P19の＜代理請求人について＞をご覧ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん ●戦争、その他の変乱*、暴動によるがん（テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）（*1） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん（*1） ●麻薬等の使用によるがん（ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気に該当するがん（*2） など （注）保険期間の開始時（*3）より前に発病*したがんについては保険金をお支払いしません。ただし、がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定*された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （*1）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （*2）そのがんと医学上因果関係がある病気*を含みます。 （*3）がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

オプション

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合							
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	特約記載の三大疾病（がん※、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。）に罹患、発病※し、下表の支払要件を充足した場合（がんと診断確定※された時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により初めて入院※を開始された時（※1）が保険期間中である場合に限り）ます。 <table><tr><th>支払事由</th><th>支払要件</th></tr><tr><td>①がん※に罹患したこと。</td><td>次のいずれかががん※と診断確定された場合 ア. 保険期間の開始時（※2）以降に初めて罹患したがん イ. 再発したがん（※3） ウ. 転移したがん（※4） エ. 既払がん（※5）とは全く別のがん</td></tr><tr><td>②急性心筋梗塞を発病したこと。</td><td>急性心筋梗塞と医師※によって診断され、急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始された場合</td></tr><tr><td>③脳卒中を発病したこと。</td><td>脳卒中と医師※によって診断され、脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始された場合</td></tr></table> （注）三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合、上記①について、前回の保険金支払事由該当日（※6）から、その日を含めて1年以内に再び上記①ア. からエ. までのいずれかががん※と診断確定されたときは、保険金を支払いません。 （※1）初めて入院を開始された時とは、同一の病気※を原因とする一連の入院のうち、最初の入院を開始された時をいいます。 （※2）三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。 （※3）「再発したがん」とは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいいます。 （※4）「転移したがん」とは、他の部位・臓器（※7）に転移したと診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。 （※5）「既払がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始した以降にがん※と診断確定され、既に保険金を支払ったがんをいいます。 （※6）継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがん※と診断確定された日のうち、この保険契約の始期日に最も近い日をいいます。 （※7）同一の種類の部位・臓器が複数ある場合、それらは同じ部位・臓器とみなします。	支払事由	支払要件	①がん※に罹患したこと。	次のいずれかががん※と診断確定された場合 ア. 保険期間の開始時（※2）以降に初めて罹患したがん イ. 再発したがん（※3） ウ. 転移したがん（※4） エ. 既払がん（※5）とは全く別のがん	②急性心筋梗塞を発病したこと。	急性心筋梗塞と医師※によって診断され、急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始された場合	③脳卒中を発病したこと。	脳卒中と医師※によって診断され、脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始された場合	三大疾病診断保険金額の全額 （注1）保険期間中1回に限りです。 （注2）三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合、左記「保険金をお支払いする場合」の②および③について、保険金の支払回数は継続加入してきた最初のご契約の始期日から、それぞれ通算して1回とします。 （注3）【継続加入において、継続前後でのご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん※、急性心筋梗塞または脳卒中（※）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん、急性心筋梗塞または脳卒中（※）を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん、急性心筋梗塞または脳卒中（※）を発病した時が、がん※と診断確定※された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 （注4）被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は別冊P19の＜代理請求人について＞をご覧ください。 （※）急性心筋梗塞または脳卒中には、その急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気※を含みます。 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん※、急性心筋梗塞または脳卒中 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中 ●戦争、その他の変乱※、暴動によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中（テロ行為によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中中は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）（※1） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中（※1） ●麻薬等の使用によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中（ただし、治療※を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならないがん、急性心筋梗塞または脳卒中（※2） など （注）保険期間の開始時（※3）より前に発病※したがん、急性心筋梗塞または脳卒中については保険金をお支払いしません。ただし、三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合で、がん、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん※と診断確定※された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 （※1）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 （※2）そのがん、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気※を含みます。 （※3）三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
支払事由	支払要件									
①がん※に罹患したこと。	次のいずれかががん※と診断確定された場合 ア. 保険期間の開始時（※2）以降に初めて罹患したがん イ. 再発したがん（※3） ウ. 転移したがん（※4） エ. 既払がん（※5）とは全く別のがん									
②急性心筋梗塞を発病したこと。	急性心筋梗塞と医師※によって診断され、急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始された場合									
③脳卒中を発病したこと。	脳卒中と医師※によって診断され、脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始された場合									

団体疾病・傷害保険 保険金をお支払いする場合の補足事項

(☆) 疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院（*1）の原因となった病気（*2）を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気（*2）を発病した時が、その病気による疾病入院（*1）を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

（*1）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。

（*2）疾病入院（*1）の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

補償対象外となる運動等	
山岳登山（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗	その他これらに類する危険な運動
（*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。	
（*2）グライダーおよび飛行船は含みません。	
（*3）職務として操縦する場合は含みません。	
（*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。	
補償対象外となる職業	
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士	その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
補償対象外となる主な「携行品」	
船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機（ドローン）・ラジコン模型およびこれらの付属品、コンタクトレンズ、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿・稿本（本などの原稿）・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データなど	

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約（1A、1B、1D、2C、3Aセット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 ・先進医療費用保険金
成人病のみ補償特約（2A、2Bセット）	特約記載の成人病（がん*、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち特約記載の病気*をいいます。）の治療*を目的とした入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に限り、疾病保険金をお支払いします。
精神障害補償特約（所得補償特約用）（3Cセット）	所定の範囲（*）の精神障害を被り、これを原因として発生した就業不能*についても保険金をお支払いします。 （*）支払対象となる「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF04からF09、F20からF51、F53からF54、F59からF63、F68からF69およびF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。 〈お支払対象となる精神障害の例〉 統合失調症、躁病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害 など
天災危険補償特約（所得補償特約用）（3Cセット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*による就業不能*の場合も、所得補償保険金をお支払いします。
疾病手術保険金等支払倍率変更特約（1A・1B・2A・2Bセット）	疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金について、入院*中に受けた手術*および放射線治療*の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額] × 20に変更し、入院中以外に受けた手術の場合のお支払額を[疾病入院保険金日額] × 10に変更します。
傷害手術保険金支払倍率変更特約（1A・1B・1D・1Eセット）	傷害手術保険金について、お支払額を次のとおり変更します。 ①入院*中に受けた手術*の場合 [傷害入院保険金日額] × 20 ②①以外の手術の場合 [傷害入院保険金日額] × 10

成人病の範囲

医療保障コースの成人病オプション（成人病のみ補償特約）の対象となる成人病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、下記の分類コードに規定されたもの^(注1)とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年度版）準拠」によります。

成人病の種類	分類項目	基本分類コード
1. がん(悪性新生物)(注2)	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物	D00～D09
	真正赤血球増加症（多血症）	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	D47.1 D47.3
2. 糖尿病	インスリン依存性糖尿病（IDDM）	E10
	インスリン非依存性糖尿病（NIDDM）	E11
	栄養障害に関連する糖尿病	E12
	その他の明示された糖尿病	E13
	詳細不明の糖尿病	E14
3. 心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	虚血性心疾患	I20～I25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	その他の型の心疾患	I30～I52
4. 高血圧性疾患	本態性（原発性（一次性））高血圧（症）	I10
	高血圧性心疾患	I11
	高血圧性腎疾患	I12
	高血圧性心腎疾患	I13
	二次性（続発性）高血圧（症）	I15
5. 脳血管疾患	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	その他の非外傷性頭蓋内出血	I62
	脳梗塞	I63
	脳卒中、脳出血または脳梗塞と明示されないもの	I64
	脳実質外動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞に至らなかったもの	I65
	脳動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞に至らなかったもの	I66
	その他の脳血管疾患	I67
	他に分類される疾患における脳血管障害	I68
	脳血管疾患の続発・後遺症	I69

（注1）下記の分類コードに規定されたものには、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに悪性新生物または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。

（注2）がん（悪性新生物）とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているもの^(注3)をいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード			
／ 2……	上皮内癌	上皮内	非浸潤性 非侵襲性
／ 3……	悪性、原発部位		
／ 6……	悪性、転移部位	悪性、続発部位	
／ 9……	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳		

（注3）悪性または上皮内癌と明示されているものには、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。



ゴルファー向け保険(団体総合生活補償保険)

補償内容(保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合)

※印を付した用語については、別冊P15～別冊P18の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー賠償責任保険金 ★ゴルファー賠償責任保険特約	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者(※)が他人の生命または身体を害したり、他人の物(他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合(※)本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族に限りです。)を被保険者とします。	$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} - \text{免責金額(0円)}$ (注1) 1回の事故につき、保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内※におけるゴルフカートの損壊によって負担する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディに対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
傷害死亡保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 [2J、2K、2Lのみ]	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 など
傷害後遺障害保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 [2J、2K、2Lのみ]	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合(4\% \sim 100\%)}$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 など
傷害入院保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 [2J、2K、2Lのみ]	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害手術保険金 ★ゴルフアーク傷害補償特約 [2J、2K、2Lのみ]	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※（180日）中に手術※を受けた場合	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ①入院※中に受けた手術の場合 $\boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{10}$ ②①以外の手術の場合 $\boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{5}$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(別冊P12の傷害死亡保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ)
傷害通院保険金 ★ゴルフアーク傷害補償特約 [2J、2K、2Lのみ]	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位※を固定するためにギプス等※を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師※の指示による固定(*)であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りします。 (※) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りします。	$\boxed{\text{傷害通院保険金日額}} \times \boxed{\text{傷害通院の日数}}$ (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフ用品(*)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (注1) 自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。 (※) 「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。	$\boxed{\text{損害の額（被害物の修理費または時価額※のいずれか低い方が限度となります。）}}$ (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2) 修理によって被害物の価額が増加したときには、その増加額（被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。）、および修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。 (注3) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族※の故意による損害 ●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の法定代理人を含みます。）の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為（ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合												
ホールインワン・アルパトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルパトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次表に掲げるホールインワンまたはアルパトロス <table><tr><th>区分</th><th>目撃者</th></tr><tr><td>公式競技以外の場合</td><td>次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルパトロス ア. 同伴競技者※ イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ※等。具体的には下枠記載の方をいいます。）</td></tr><tr><td>公式競技の場合</td><td>次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルパトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。）</td></tr></table> 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など （注1）原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 （注2）前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は、「目撃」には該当しません。 ②達成証明資料（※1）によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルパトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルパトロスは、 ●アマチュアゴルフファーマーが、ゴルフ場で、パー 35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルパトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書（※2）により証明できるものに限り ます。 （注）この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。 （※1）「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 （※2）「引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 <table><tr><th>区分</th><th>署名または記名・押印が必要な方</th></tr><tr><td>公式競技以外の場合</td><td>ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td></tr><tr><td>公式競技の場合</td><td>ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td></tr></table>	区分	目撃者	公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルパトロス ア. 同伴競技者※ イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ※等。具体的には下枠記載の方をいいます。）	公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルパトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。）	区分	署名または記名・押印が必要な方	公式競技以外の場合	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	公式競技の場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用（※1） イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場※に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ※に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護（※2）またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン※またはアルパトロス※を記念して作成するモニュメント等の費用（ただし、保険金額の10%が限度となります。） （注1）保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルパトロスごとにホールインワン・アルパトロス費用保険金額が限度となります。 （注2）ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご加入の場合、ホールインワン・アルパトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 （注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 （注4）保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。 （※1）贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 （※2）自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。	●日本国外で達成したホールインワン※またはアルパトロス※ ●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス ●ゴルフ場の使用人（※）が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス など （※）「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。
区分	目撃者														
公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルパトロス ア. 同伴競技者※ イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ※等。具体的には下枠記載の方をいいます。）														
公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルパトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。）														
区分	署名または記名・押印が必要な方														
公式競技以外の場合	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者														
公式競技の場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者														

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

(詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。)

ア行	アルバトロス	ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。				
	医学上因果関係がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。				
	医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。				
	医師	被保険者以外の医師をいいます。 <table><tr><td>特約名称</td><td>特約固有の「医師」の範囲</td></tr><tr><td>介護一時金 支払特約</td><td>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師</td></tr></table>	特約名称	特約固有の「医師」の範囲	介護一時金 支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
特約名称	特約固有の「医師」の範囲					
介護一時金 支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師					
	1回の 疾病入院	疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*（これと医学上因果関係がある病気*を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。				
	飲酒運転	道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。				
	オンライン診療	医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限ります。なお、電話診療は含みません。				
カ行	がん	特約に定めるがん（悪性新生物）をいい、上皮内新生物を含みます。				
	ギプス等	ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。				
	競技等	競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 <table><tr><td>試運転に訓練を含む特約（ただし自動車等*の運転資格を取得するための訓練は含みません。）</td></tr><tr><td>・交通事故危険のみ補償特約</td></tr></table> （*）いずれもそのための練習を含みます。	試運転に訓練を含む特約（ただし自動車等*の運転資格を取得するための訓練は含みません。）	・交通事故危険のみ補償特約		
試運転に訓練を含む特約（ただし自動車等*の運転資格を取得するための訓練は含みません。）						
・交通事故危険のみ補償特約						
	行政書士が行う相談	行政書士法第1条の3（業務）第1項第4号に規定する相談をいいます。				
	顎（けい）部 症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。				

ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状*（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 （*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
後遺障害	治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
交通事故	次の事故をいいます。 ①運行中の交通乗用具*との衝突、接触等*（*） ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等*（*） ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。） ④乗客として交通乗用具の改札口を入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故 ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故*（*）（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りま。） ⑥交通乗用具の火災 （*）立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
交通乗用具	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車（一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。）、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
誤嚥（えん）	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
骨髄採取手術	組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。

※印の用語のご説明

(詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。)

ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設(ゴルフ練習場を含みます。)をいいます。 ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。		
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場*として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。		
サ行 再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。		
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額*から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。		
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。		
支払限度日数	支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいいます。 <table><tr><td>適用される保険金の名称</td></tr><tr><td>・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金</td></tr></table>	適用される保険金の名称	・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金
適用される保険金の名称			
・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金			
支払対象期間	支払いの対象となる期間をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。 <table><tr><td>適用される保険金の名称</td></tr><tr><td>・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金</td></tr></table>	適用される保険金の名称	・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金
適用される保険金の名称			
・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金			
司法書士が行う相談	司法書士法第3条(業務)第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。		
就業不能	ケガ*または病気*を被り、入院*していることまたは治療*を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡した後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能とはいいません。		
就業不能期間	てん補期間*内における被保険者の就業不能*の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。		

手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※1) 。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲粘膜)を除きます。 ②先進医療*に該当する診療行為 ^(※2) (※1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (※2) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
所定の部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。) ・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部を固定した場合に限りします。 ・顎骨または顎関節。ただし、線割子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。
所得補償保険金の免責期間	就業不能*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
親族	6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。

※印の用語のご説明

(詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。)

診断確定	医師*による病理組織学的所見 ^(※1) によってなされたものをいいます。 (注) 病理組織学的検査 ^(※2) が行われない場合には、病理組織学的検査 ^(※2) が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見 ^(※3) による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見 ^(※3) による診断確定も認めることがあります。 (※1) 病理組織学的所見とは、生検等をいいます。 (※2) 病理組織学的検査とは、生検等をいいます。 (※3) その他の所見とは、細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。
先進医療	手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
タ行 治療	医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療*により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
てん補期間	所得補償保険金の免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間をいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
ナ行 入院	自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
ハ行 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
賠償義務者	被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

発病	医師*が診断 ^(※) した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。 (※) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
病気	被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
平均月間所得額	所得補償保険金の免責期間*が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。 就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
弁護士費用等	損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用*を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。 ①あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬 ^(※1) 、司法書士報酬 ^(※1) または行政書士報酬 ^(※2) ②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 (※1) 弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。 (※2) 書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。
放射線治療	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (注) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
法律相談	次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為 ^(※) 、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。 ①弁護士が行う法律相談 ②司法書士が行う相談* ③行政書士が行う相談* (※) 審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。

※印の用語のご説明

(詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。)

法律相談費用	法律相談※の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。	ヤ行 要介護状態 (要介護2以上の状態)	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度※の第1号被保険者(65才以上) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態 ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態
保険価額	保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。		
ホールインワン	各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。		
マ行 未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。		
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。		
目撃	被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せずに、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は該当しません。		

個人情報の取扱いについて

- この保険契約はルネサスエレクトロニクス(株)を保険契約者(以下、契約者といいます。)、(株)日立保険サービス・NECビジネスインテリジェンス(株)を保険募集代理店(以下、代理店といいます。)、MEIS保険サービス(株)を募集事務委託会社(以下、事務委託会社といいます。)とし、契約者・制度採用グループ会社(以下、制度採用会社といいます。)の所属員を加入対象とする保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたって、契約者・制度採用会社は、加入対象者の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状況等)を取扱い、契約者がこの保険契約を締結した三井住友海上火災保険(株)(以下、引受保険会社といいます。)へ提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者・制度採用会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報取扱いがなされます。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。

- ①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、ルネサスエレクトロニクス株式会社およびそのグループ会社に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

保険金をお支払いする場合に該当したとき

＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、日常生活賠償特約、ゴルフアール賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申し出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約、ゴルフアール賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

- 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本 等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類

- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

＜代理請求人について＞

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

＜保険金支払いの履行期＞

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

（*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

（*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

※詳細については、代理店・扱者または引受保険会社にご確認ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明【団体総合生活補償保険（MS&AD型）／ゴルフ向け保険（団体総合生活補償保険）】

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

【団体総合生活補償保険（MS & AD型）】

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）や病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲（○：被保険者の対象　－：被保険者の対象外）		
	本人 ^(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	－	－
主な特約	特約固有の被保険者の範囲		
疾病補償特約	本人 ^(*) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上69才以下（継続の方は79才以下）の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方		
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約			
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約			
介護一時金支払特約			
本人介護			
先進医療費用保険金補償特約	本人 ^(*) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上69才以下（継続の方は79才以下）の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方		
所得補償（MS & AD型）特約			
日常生活賠償特約	(a) 本人 ^(*) (b) 本人 ^(*) の配偶者 (c) 同居の親族（本人 ^(*) またはその配偶者と同居の、本人 ^(*) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^(*) またはその配偶者と別居の、本人 ^(*) またはその配偶者の未婚の子） (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(*) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。		
弁護士費用特約	(a) 本人 ^(*) (b) 本人 ^(*) の配偶者 (c) 同居の親族（本人 ^(*) またはその配偶者と同居の、本人 ^(*) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^(*) またはその配偶者と別居の、本人 ^(*) またはその配偶者の未婚の子）		

【ゴルフ向け保険（団体総合生活補償保険）】

この保険は、被保険者（補償の対象者）が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルフ向け賠償責任保険特約	(a) 本人 ^(*) (b) 本人 ^(*) が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(*) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルフ向け傷害補償特約	本人 ^(*) のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	

（*1）加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

（*2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

（注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際に於けるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレット別冊のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額
パンフレット別冊をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレット別冊をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレット別冊をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、パンフレットまたは加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

2 保険料

【団体総合生活補償保険（MS & AD型）】

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

【ゴルフ向け保険(団体総合生活補償保険)】

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。
お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入
申込票の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は毎月の給与から引き去りになります。3月の
給与引き去りで初回保険料を払い込み、以降複数の回数に分けて
払い込む分割払いとなります。分割払の場合には、払込回数によ
り、保険料が割増となっています。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険
期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返
還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただく
べき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求をする場合が
あります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場
合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説
明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明【団体総合生活補償保険（MS&AD型）／ゴルフ向け保険(団体総合生活補償保険)】

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。
ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定
まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収
証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきま
しては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険はルネサスエレクトロニクス株式会社が保険契約者とな
る団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申しいただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱
者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知
事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が
告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、
「※」印がついている項目のことです。この項目について、故
意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事
項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払
いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確
認ください。

【告知事項】

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

- ①他の保険契約等^(*)に関する情報
(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補
償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みま
す。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保
険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」（病気を補償する契約に限りま
す。）
- ③被保険者の健康に関する告知（病気を補償する契約に限りま
す。）
(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のこ
案内」をご覧ください。

【ゴルフ向け保険(団体総合生活補償保険)】

- ・他の保険契約等^(*)に関する情報
(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、ゴルフ向け保険、
個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも
積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共
済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に
合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある
場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入し
てください。

【団体総合生活補償保険（MS & AD型）】

- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生
活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を
含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約
等を含みます。

【ゴルフ向け保険(団体総合生活補償保険)】

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、ゴルフ向け
保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、い
ずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契
約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金 受取人	傷 害 死 亡 保 險 金	・ 傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金 受取人を定めなかった場合には、被保険者 の法定相続人にお支払いします。なお、法 定相続人とは民法で定められた被相続人の 財産を相続できる人を行い、法律上の婚姻 関係にない配偶者を含みません。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外 の方に定める場合、被保険者の同意を 確認するための署名などをいただきます。 なおこの場合、保険契約者と被 保険者が異なるご契約を被保険者の同意 のないままにご契約されていたときは、 保険契約が無効となります。また、 ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変 更する場合も、被保険者の同意を確認 するための署名などをいただきます。
	上記以外	・ 普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容
の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受
保険会社までご連絡ください。

【団体総合生活補償保険（MS & AD型）】

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに
該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の
解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保
険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意して
いなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれか
に該当する行為があったとき
・ 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ
や病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
・ 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、
その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著し
く過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされる
おそれがあること。

注意喚起情報のご説明【団体総合生活補償保険（MS&AD型）／ゴルフ向け保険（団体総合生活補償保険）】

- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（*）の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（*）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
 また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（*）保険契約
 その被保険者に係る部分に限ります。

【ゴルフ向け保険（団体総合生活補償保険）】

■ゴルフ傷害補償特約（以下、傷害補償特約といいます。）
 の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者に傷害補償特約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は傷害補償特約（*）を解約しなければなりません。

- ①傷害補償特約（*）の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 ・引受保険会社に傷害補償特約（*）に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償特約（*）の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
 ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、傷害補償特約（*）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に傷害補償特約（*）の解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（*）傷害補償特約
 その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険（MS&AD型）日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償 （受託物賠償追加型）特約 火災保険 日常生活賠償特約
	団体総合生活補償保険 ゴルフ賠償責任保険特約	
②	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
③	団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルパトロス 費用補償特約 （団体総合生活補償保険用）	ゴルフ保険 ホールインワン・ アルパトロス 費用補償特約

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット別冊をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

（2）重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- （1）保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- （2）分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

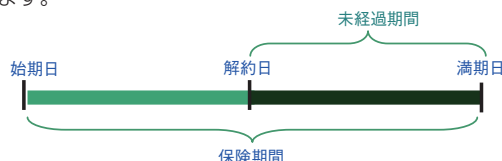
6 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・引受者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（下図をご参照ください。）分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP16をご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

パンフレット別冊P18をご参照ください。

10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS&AD型））をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】日立保険サービス・NECビジネスインテリジェンス・MEIS保険サービス
連絡先はパンフレットP19をご覧ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 （無料）

こちらからアクセスできます。

「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** （無料）

事故の連絡は、「インターネット受付」が簡単・便利です。

インターネット事故受付サービス

「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらからアクセスできます。



※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕 **0570-022-808**

- ・受付時間[平日 9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]
- ・携帯電話からも利用できます。
- ・IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、関係当局からの合併認可を前提に2027年4月1日に合併し、「三井住友海上あいおい損害保険株式会社」となります。